

令和7年度第2回富津市地域公共交通会議 会議録

1 会議の名称	令和7年度第2回富津市地域公共交通会議
2 開催日時	令和7年10月27日（月） 午後1時55分～午後3時30分
3 開催場所	富津市役所2階 第3委員会室
4 審議等事項	<p>議題 (1) 金谷地区交通空白地有償運送事業の実証運行計画（案）及び実証運行開始に係る自家用有償旅客運送の変更登録の申請について 報告事項 (1) 金谷地区交通空白地有償運送の実証運行に係る補助金の活用について</p>
5 出席者名	<p>富津市地域公共交通会議委員（15名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富津市副市長 中山 正之 ・日東交通株式会社 運輸部長 高橋 晴樹 ・一般社団法人千葉県タクシー協会 理事兼南房支部長 京成タクシーアイースト株式会社 南房事業部代表取締役 手塚 真一 ・東日本旅客鉄道株式会社 木更津統括センター 君津駅長 根本 修 ・大佐和地区区長会長 神子 順 ・国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官 福浪 新一 ・一般社団法人 千葉県バス協会 専務理事 成田 斎 ・日東交通労働組合 富津支部長 安田 等 ・千葉県君津土木事務所 調整課長 伊藤 貴夫 ・千葉県富津警察署 交通課長 秋山 祐一郎 ・千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通担当課長 伊藤 昌央 ・君津市企画政策部 企画調整課長 中村 峰之 ・日本大学理工学部 元教授（現非常勤講師） 藤井 敬宏 ・NPO法人わだち 理事長 木村 景三 ・NPO法人峰上交通 理事（事務局長） 岩澤 敏明（代理出席） <p>オブザーバー（2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 金谷温清会 理事長 平篠 一良 ・社会福祉法人 金谷温清会 本部長 脇坂 和弘 <p>事務局（8名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画政策部長 阿部 淳一郎 ・企画政策部次長 佐藤 慎也 ・企画政策部 企画課長 三木 貴好 ・企画政策部企画課 公共交通係長 若松 拓馬 ・企画政策部企画課公共交通係 副主査 東出 涼 ・企画政策部企画課公共交通係 主事 洲永 真里 ・健康福祉部社会福祉課 社会福祉係長 渡邊 秀樹 ・健康福祉部介護福祉課 高齢者支援係長 西野 雅則
6 公開又は非公開の別	<div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 </div>
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	4人（定員8人）

9 所管部署	企画政策部企画課公共交通係 電話 0439-80-1229
10 会議録 (発言の内容)	別紙のとおり

令和7年度第2回富津市地域公共交通会議 会議録

発言者	発言内容
事務局	<p>1 開会</p> <p>定刻前ではございますが、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。</p> <p>富津市地域公共交通会議委員の皆様方におかれましては、本日はご多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に送付いたしましたものについては、「会議次第」、「委員名簿」、議題に関する「協議趣旨」を記載した1枚紙、議題資料1－1「金谷地区交通空白地有償運送事業 実証運行計画（案）」、議題資料1－2「移動手段の導入・運行維持・休廃止のガイドライン（令和7年10月改定） 新旧対照表」、議題資料1－3「同ガイドライン 改定後の全文」、議題資料1－4「自家用有償旅客運送の変更登録の申請に係る書類（案）」、議題資料1－5「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類（案）」、議題資料1－6「運賃を記載した金谷地区交通空白地有償運送事業の運行区域図」、報告事項「金谷地区交通空白地有償運送の実証運行に係る補助金の活用について」です。</p> <p>また、本日お手元に机上配布いたしました「席次表」、「富津市地域公共交通計画（令和6年3月改訂）」、以上が本日の資料です。</p> <p>次に、本日の委員の出席状況を報告いたします。</p> <p>出席15名、欠席3名です。</p> <p>したがいまして、過半数の方に出席いただいておりますので、富津市地域公共交通会議設置要綱第7条第2項の規定により、会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>なお、本日は、嶋野委員の代理として、NPO法人峰上交通理事で事務局長の岩澤敏明様が出席されております。</p> <p>また、本日の議題に直接関係するオブザーバーとして、社会福祉法人金谷温清会理事長の平島一良様、同じく、本部長の脇坂和弘様が同席されております。</p> <p>続きまして、会議の公開について説明いたします。</p> <p>富津市情報公開条例第23条第1項の規定により、市民の意見、専門的知見等を市政に反映させるために設置する会議で、市民、学識経験者等が構成員に含まれている会議については、法令等に特別の定めがある場合等を除き、公開することとなっております。本日の会議につきましても、傍聴者の受入れ体制を整備し、会議の議事結果を公表いたしますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。</p> <p>また、会議録作成のために録音機を使用するとともに、公共交通ニュース等で会議の様子を掲載することもあるため、写真撮影をさせていただきますので、ご了承願います。</p> <p>なお、ご発言の際は、自席のマイクをご使用ください。マイクの電源操作は職員が行いますので、スイッチは押さずにご発言ください。</p> <p>本日の委員出席状況、会議の公開等の報告は、以上でございます。</p>

発言者	発言内容
中山会長	<p>それでは、開会に先立ち、会長からご挨拶を賜りたく存じます。中山会長、よろしくお願ひいたします。</p> <p>開会に当たり、私から一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、ご多用のところ、委員の皆様におかれましては、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、公共交通サービスを担う皆様には、市民等の移動に欠かすことのできない社会インフラを維持していただいていることに対し、深く敬意を表するとともに、改めて感謝を申し上げます。</p> <p>さて、本年1月に開催した公共交通会議では、「金谷地区における新たな移動手段の運行内容（案）について」を議題とし、活発なご議論の上、承認を頂きました。</p> <p>本日の議題は、その運行内容（案）を前提に運営・運行主体となる社会福祉法人との協議を踏まえた「金谷地区交通空白地有償運送事業の実証運行計画（案）及び実証運行開始に係る自家用有償旅客運送の変更登録の申請について」でございます。</p> <p>この後、議題について事務局から説明がありますので、お聴き取りの上、ご協議いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは、これより議事に入りますが、富津市地域公共交通会議設置要綱第7条第1項に、「会長が会議の議長となる」旨、規定されておりますので、この後の議事進行は、中山会長にお願いいたします。</p>
中山会長	<p>それでは、ただ今から令和7年度第2回富津市地域公共交通会議を開会いたします。</p> <p>本日の議題は、「金谷地区交通空白地有償運送事業の実証運行計画（案）及び実証運行開始に係る自家用有償旅客運送の変更登録の申請について」の1件でございます。</p> <p>委員の皆様方には、活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>はじめに、会議録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>高橋副会長と神子委員、お願ひいたします。</p>

発言者	発言内容
中山会長	<p>2 議題</p> <p>(1) 金谷地区交通空白地有償運送事業の実証運行計画(案)及び実証運行開始に係る自家用有償旅客運送の変更登録の申請について</p> <p>それでは、次第の2、議題に入ります。</p> <p>議題(1)「金谷地区交通空白地有償運送事業の実証運行計画(案)及び実証運行開始に係る自家用有償旅客運送の変更登録の申請について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議題の(1)、「金谷地区交通空白地有償運送事業の実証運行計画(案)及び実証運行開始に係る自家用有償旅客運送の変更登録の申請について」、説明いたします。</p> <p>右上に、議題(1)と書かれた書類をご覧ください。</p> <p>初めに、協議趣旨について、説明申し上げます。</p> <p>金谷地区交通空白地有償運送の実証運行に向けた取組として、令和7年1月に開催した本会議にて、「金谷地区における新たな移動手段の運行内容(案)について」を提示し、実施の可否について承認を受けたところでございます。</p> <p>その後、実際の運行方法等の詳細について、運営・運行主体となる社会福祉法人金谷温清会との協議、千葉運輸支局からの助言等を踏まえ、調整を行い、この後説明いたします、「金谷地区交通空白地有償運送事業 実証運行計画(案)」を作成いたしました。</p> <p>今般、金谷地区交通空白地有償運送事業の実証運行を開始するため、道路運送法第79条の7の規定に基づき、社会福祉法人金谷温清会が既に受けている自家用有償旅客運送(福祉有償運送)の登録に、交通空白地有償運送に係る部分を追加する変更登録の申請を行う必要があり、これに当たっては、富津市地域公共交通会議で、交通空白地有償運送の必要性、運送の区域、旅客から收受する対価、その他交通空白地有償運送に関し必要となる事項について協議を調える必要があることから、本会議に諮るものでございます。</p> <p>続いて、「金谷地区交通空白地有償運送事業 実証運行計画(案)」について、説明いたします。</p> <p>議題資料1－1をお手元にご用意ください。</p> <p>初めに、この資料の1ページ目から6ページ目の左側までに掲載した内容につきましては、令和7年1月に開催した会議で皆様に承認を頂いた「金谷地区における新たな移動手段の運行内容(案)」、先ほど協議趣旨の冒頭で申し上げたものですが、その内容からほとんど変更はございません。</p> <p>ただ、この資料では、運行内容等の各項目の掲載箇所を整理いたしましたので、主なポイントについて、改めて説明申し上げます。</p> <p>それでは、1ページめくっていただき、右上2ページ目、「1 事業概要及び実施方針」をご覧ください。</p>

発言者	発言内容
	<p>まず、「(1) 実証運行計画の概要」の1つ目の丸、「背景」ですが、金谷地区は、富津市南西部のJR竹岡駅の南から富津市南端で隣接する鋸南町との市境にかけて位置し、地区内にJR浜金谷駅や路線バス竹岡線のバス停などが存在するものの、駅やバス停から遠く離れた集落も多いことから、既存公共交通事業者による交通サービスだけでは移動ニーズへの対応が難しく、交通空白地が点在している状況であるため、地域住民から、新たな移動手段の導入が求められておりました。</p> <p>そのような背景を踏まえまして、2つ目の丸、「目的」ですが、この度の、金谷地区における実証運行は、地域の移動ニーズを把握し、また、その運行が効果的かつ継続的に実施できるかを検証し、本格運行に向けた課題を確認することを目的として実施いたします。</p> <p>次に、「(2) 事業の位置付け」ですが、1つ目の丸、富津市地域公共交通計画では、事業10の、「地域と連携した地域特性等に即した移動手段の導入」に基づく事業として、実施するものでございます。</p> <p>また、2つ目の丸、「道路運送法上の位置付け」といたしましては、自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）として実施いたします。</p> <p>「(3) 実証運行期間」につきましては、最大3年間と設定し、令和7年12月頃から令和10年11月頃までといたします。</p> <p>右側の「(4) 運行地域・公共交通の現況」につきましては、記載のとおりでございますが、金谷地区の高齢化率は53.5%で、市内全体の40.2%と比べても高い地域であり、先ほど「(1) 実証運行計画の概要」の「背景」で申し上げたとおり、金谷地区は、駅やバス停から遠く離れた集落も多く、既存公共交通事業者による交通サービスだけでは移動ニーズへの対応が難しいという地域特性がございます。</p> <p>「(5) 既存公共交通事業者との調整状況」につきまして、影響が考えられる既存のバス、タクシー事業者には、令和6年12月に各事業所を訪問し、当該地域への提供サービスの充実を図ることが困難であることを確認した上で、交通空白地有償運送の導入について説明し、了承を頂いております。</p> <p>右上3ページ目をお開きください。</p> <p>「(1) 運送の区域」については、利用想定者の移動範囲が、金谷地区のほか、主に本市湊地区と鋸南町保田地区に二分されると考えられるため、「富津市南部地域（天羽地区）及び鋸南町北部地域（保田地区）」と設定いたします。なお、実際の運行範囲は、金谷地区内、湊地区周辺及び鋸南町保田地区周辺といたします。</p> <p>次に、「(2) 旅客から收受する対価」ですが、峰タクと同様の定額制とし、1回の乗車ごとに、一人当たり、金谷地区内は500円、湊地区への移動は1,200円、鋸南町保田地区への移動は700円とし、運行効率化促進の観点から、複数人が乗車した場合は、乗車した方々全員に200円の割引を適用するものといたします。</p> <p>右側をご覧いただき、「(3) 運行日・運行時間帯」ですが、運行日は、平日の週2日、火曜日及び金曜日といたします。なお、お盆期間、年末年始</p>

発言者	発言内容
	<p>始及び祝日は、運行しないものといたします。</p> <p>運行時間帯は、8時から16時までといたします。</p> <p>次に、「(4) 運行形態・運行ダイヤ」ですが、運転免許を持っていない移動困難者の多くが高齢者であることを勘案し、ドア・ツー・ドアで運行するデマンド（事前予約型）タクシーとして運行いたします。</p> <p>「(5) 運送しようとする旅客の範囲」につきましては、金谷地区住民で会員登録をした方とし、利用希望者は世帯ごとに事前登録を行い、一世帯当たり年会費1,000円を負担していただきます。</p> <p>観光旅客については、輸送対象に含めないことといたします。</p> <p>なお、実証運行の状況により、このページに掲載した内容を改定しようとする場合は、改めて地域公共交通会議で協議いただくことを想定しております。</p> <p>右上4ページ目をお開きください。</p> <p>「3 運行区域図、主な目的地」ですが、左側に、運行区域における主な目的地を掲載し、右側に、運行区域図を掲載しております。</p> <p>右上5ページ目をお開きください。</p> <p>「(1) 利用方法」ですが、①の電話予約から⑦の待機まで、時系列に沿って記載しております。</p> <p>まず①。事前予約制ですので、受付時間は、運行日前日である月曜日や木曜日の、8時から12時までとし、利用者は、氏名、予約日時、乗降場所、行先を予約受付者に伝えます。</p> <p>その後、②の予約受付、③の運行計画編成を経て、④の事前連絡で、運行日前日14時以降に、確定した送迎時間を利用者に電話連絡いたします。</p> <p>なお、この事前連絡の時間につきましては、令和7年1月の会議で提示した「運行内容（案）」では「13時以降」としておりましたが、運営・運行主体における他の業務との兼ね合いにより、「14時以降」に、変更しております。</p> <p>そして、運行日当日は、⑤の送迎で、それぞれの自宅等へ向かい、利用者を乗せ、⑥の目的地到着後、⑦の待機で、次の送迎時間まで車両基地等で待機をいたします。</p> <p>次に、「(2) 運行車両」につきましては、実証運行期間中、メインで運行する車両はリース車両を用い、この車両は、金谷地区における道幅の狭い道路事情を考慮し、軽ワゴン車といたします。</p> <p>また、運行の方向が南北二手に分かれることが想定されるため、リース車両は2台用意いたします。そして、予約状況により3台目の配車が必要な場合は、社会福祉法人金谷温清会が所有する車両を用いて運行することといたします。</p> <p>車両基地は、運営・運行主体である社会福祉法人金谷温清会の事務所といたします。</p> <p>なお、使用する車両には、同じページの右側下、「運行車両イメージ」にあるように、交通空白地有償運送事業として運行していることが分かるよう、マグネットシートを貼り付けます。</p>

発言者	発言内容
	<p>右上6ページ目をお開きください。</p> <p>「5 運行体制」のうち、「(1) ドライバー」ですが、社会福祉法人金谷温清会が雇用し、そのドライバーの方が第二種運転免許を保有していない場合は、国土交通省が認定する講習を受講していただきます。ドライバーの人数は、メインドライバーが2名、サブドライバーが1名といたします。</p> <p>なお、ドライバーの配置イメージは、中段のイラストにあるとおり、リース車両にメインドライバー2名を配置し、3台目の配車が必要となった場合は、事前に登録した法人所有の車両により、サブドライバーが運行いたします。</p> <p>次に、「(2) 運行管理・整備管理」につきましても、社会福祉法人金谷温清会に担っていただき、運行管理の責任者1名、整備管理の責任者1名のほか、事務員1名といたします。</p> <p>続いて、右上7ページ目をお開きください。</p> <p>「6 運行経費と運行費補助等」ですが、実証運行期間中の年間想定収支として、「会費収入及び運賃収入」の合計で910,000円を見込み、これと、「運送に要する経費」の合計6,541,000円及び「事務費等」の合計100,000円を合わせた支出の総計6,641,000円との差額である5,731,000円を、富津市移動手段確保等支援事業補助金として交付するものといたします。</p> <p>次に、右上8ページ目をお開きください。</p> <p>「評価基準」について、説明いたします。</p> <p>本市では、平成31年3月に「移動手段の導入・運行維持・休廃止のガイドライン」を定め、新たな移動手段を導入する際の評価基準として用いてまいりましたが、今年度において、市内で導入している交通空白地有償運送の現状等を踏まえ、当該ガイドラインでこれまで設定していた「4 運行継続条件」に係る基準値等を見直したところでございます。</p> <p>ここで、一旦この資料を離れ、当該ガイドラインの主な改定内容について説明いたしますので、恐れ入りますが、議題資料1－2「移動手段の導入・運行維持・休廃止のガイドライン（令和7年10月改定） 新旧対照表」をご覧ください。</p> <p>この新旧対照表は、左側に改定前、右側に改定後のガイドラインを掲載探し、改定した箇所については、下線を引いております。</p> <p>なお、本ガイドラインは、大きく6つの項目があり、新旧対照表の右側、改定後の項目名で、「1 目的」、「2 移動手段の導入等に関する指針」、「3 移動手段の導入及び運行改善に関する条件」、「4 運行継続条件」、「5 運行継続条件を満たしていない場合」、「6 その他」となっております。</p> <p>今回の改定内容につきましては、軽微な字句修正や文言整備の説明は割愛させていただき、議題資料1－1「実証運行計画（案）」の右上8ページ目、先ほど直前で申し上げた「評価基準」に関する、「4 運行継続条件」及び「5 運行継続条件を満たしていない場合」に係る改定内容につ</p>

発言者	発言内容
	<p>いて、説明いたします。</p> <p>該当する箇所に、黄色のラインマーカーを引きましたので、まず、2ページ目の右側中段、「4 運行継続条件」の「① 1運行当たり輸送人員」をご覧ください。</p> <p>この指標は、「運行する移動手段が、複数の人員を輸送し、効率的な運行ができているか」を計る指標であり、「総輸送人員÷総運行回数」で算出され、基準値について、区域型運行の場合、すなわち、「峰上地区交通空白地有償運送」や、今回の「金谷地区交通空白地有償運送」の場合に関する基準値ですが、改定前では「1.5人以上」としていたものを、改定後では「1.2人以上」に変更しております。</p> <p>これは、過去3年の間で県内にて実施されたデマンド型交通の3か年の実績における中央値、すなわち、「1運行当たり輸送人員」について、数値が高い順に並べた場合に、ちょうど真ん中となる数値ですが、これが、おおむね1.2人程度で推移していること、また、市内では、ドア・ツー・ドアで2方向以上に特定の移動需要がある地域など、地理的要因で従来の基準値の達成が困難なエリアが存在することから、基準値を見直したものでございます。</p> <p>次に、「③ 収支率」につきまして、3ページ目の上段、右側をご覧ください。</p> <p>この指標は、「運行する移動手段が、投資する経費を継続的に運賃等の収入で賄えているか」を計る指標であり、「収入÷支出」で算出され、基準値について、改定前では「1年目：10%以上、2年目：30%以上、3年目：50%以上」としていたものを、改定後では「1年目：5%以上、2年目：7%以上、3年目：10%以上」に変更しております。</p> <p>これは、市内のデマンド型交通の導入事例が、原則3年間を実証運行期間として設定しているため、3年目までは国庫補助事業の対象にならずとも、基準値を満たせば運行を継続する想定といたしました。</p> <p>また、過去3年間の県内で実施されているデマンド型交通の収支率のほか、これまで本市で導入された交通空白地有償運送、ぶらバスわだら・峰タクの、運行開始から3年間の、国庫補助を含まない収支率の実績に鑑み、基準値を見直したものでございます。</p> <p>続いて、同じく「③ 収支率」の基準値に関し、4年目以降につきましては、「30%以上」と設定し、右側の上から4行目以降を読ませていただきますが、「なお、4年目以降は、原則として地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の活用を前提とし、国庫補助金を含めた収支率を評価するが、当該地区における国庫補助金の交付率の低下を理由に基準値である30%以上の達成が困難となった場合は、国庫補助金を含まない収支率の推移により達成状況を評価するなど、弾力的に対応するものとする。」という一文を加えました。</p> <p>これは、お聞きのとおり、国から交付される国庫補助金の金額が関わってくるのですが、現状では、これから始めようとしている「金谷地区交通空白地有償運送事業」の年間想定事業費を含めても、国庫補助上限額以内</p>

発言者	発言内容
	<p>となる見込みでございますが、この国庫補助上限額は、現在、「国勢調査に基づく市の人口×120円+2,300,000円（定額）」という計算式で算出され、人口減少が見込まれる本市においては今後、上限額が下がることが予想されること、また、物価高騰が続き、燃料費等の経費が増加傾向にあること、更に、今後、市内の別の地区において新たな移動手段を導入することがあり得ることも考えられ、近い将来、市内の各交通空白地有償運送事業に係る補助対象経費から算出される国庫補助金の額が、国庫補助上限額を上回ってしまう可能性もあることから、基準値を見直したものでございます。</p> <p>なお、現在、各事業における収支率、すなわち、収入÷支出は、それぞれ50%を超えておりますが、国庫補助金が減る一方で、経費が増えるなど、先ほど申し上げた今後の社会情勢によっては、収支率が50%を切り、40%、30%と下がってくる可能性もあると考えられ、仮に30%を切るようなことが想定される場合は、国庫補助金を含めない収支率の推移により達成状況を評価するなど、弾力的に対応いたします。</p> <p>議題資料1－2を用いた説明は、以上でございます。</p> <p>なお、議題資料1－3は、改定後のガイドラインの全文を掲載したものであり、参考として配布いたしましたので、説明は割愛させていただきます。</p> <p>それでは、恐れ入りますが、議題資料1－1、右上8ページ目にお戻りください。</p> <p>お戻りいただきましたら、左側下段の丸、「本格運行への移行の判断時期」をご覧ください。</p> <p>ただ今説明いたしました、新たな「運行継続条件」に基づく「本格運行への移行の判断時期」につきましては、実証運行期間を最大3年間としておりますので、原則として、実証運行の期限が到来する前の本市地域公共交通会議開催予定期である「令和10年6月」に、評価を実施いたします。</p> <p>ただし、原則的な判断時期にかかわらず、これまで本市で導入してまいりました交通空白地有償運送と同様に、本格運行に移行できると早期に判断できる場合には、実証運行期間を短縮し、本格運行に移行するものいたします。</p> <p>次に、右上9ページ目をお開きください。</p> <p>「周知広報」ですが、昨年度から、区長会、民生委員、ふれあい推進員をメンバーとする「金谷地区における新たな移動手段導入に向けた検討会議」を開催して、地域の移動ニーズに即した運行内容の検討や愛称の決定など、取組を進めてきたところであり、実証運行の開始前には、社会福祉法人金谷温清会と連携し、地域向けの実証運行説明会を予定しております。</p> <p>また、その実証運行説明会を開催した後、利用の仕方や連絡先などを記載した「(仮称) きんこくタクシーニュース」により、地区における回覧等を通じて、会員登録の募集を開始し、区長会、民生委員、ふれあい推進</p>

発言者	発言内容
中山会長	<p>員等のご協力を賜りながら、継続的に地域住民への周知、利用促進を図っていくものといたします。併せて、市ホームページ、広報ふつつ、SNS等各種媒体でも、周知を図ってまいります。</p> <p>最後に、右上10ページ目をお開きください。</p> <p>今後のスケジュールですが、まず、一番上の項目、「実証運行」の開始日につきまして、現時点では、12月19日（金曜日）を予定しております。</p> <p>その下、「富津市地域公共交通会議」につきましては、本日の会議で協議が調いましたら、次回の会議開催を1月下旬に予定しており、その際に、最新の状況を報告したいと考えております。</p> <p>次の「運輸支局登録申請」ですが、許可までに1か月程度要すると伺っておりますので、本日の会議で協議が調いましたら、速やかに変更登録申請手続を実施いたします。</p> <p>この申請は、これから実施しようとする交通空白地有償運送に係る内容を追記する変更として、議題資料1－4、1ページから3ページの「自家用有償旅客運送の変更登録の申請」に、議題資料1－5「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」及び議題資料1－6「交通空白地有償運送運行区域（社会福祉法人金谷温清会）」のほか、議題資料1－4、4ページから8ページの必要書類を添付し、手続を行います。議題資料1－4、1－5及び1－6の詳細な説明は、割愛させていただきます。</p> <p>改めて、議題資料1－1、右上10ページ目にお戻りください。</p> <p>上から3つ目、「運輸支局登録申請」の一番右側の矢印ですが、社会福祉法人金谷温清会は、福祉有償運送を既に実施しており、自家用有償旅客運送の登録有効期限が令和8年6月5日となっていることから、来年1月の富津市地域公共交通会議では、登録更新についても協議していただく予定でございます。</p> <p>これらのほか、次の「利用者登録の呼びかけ・登録」、「周知広報」、「車両調達・車体表示」、「具体的な運用方法の調整」及び「運営・運行主体との協議」につきましては、これまで説明申し上げた内容を含め、このページ記載のスケジュールに沿って進めてまいります。</p> <p>事務局からの説明は、以上でございます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ただ今の説明について、ご質疑・ご意見がございましたら、お願いいいたします。</p> <p>(成田委員挙手)</p> <p>成田委員、お願いいいたします。</p>

発言者	発言内容
成田委員	<p>複数個質問がありますので、一問一答形式で質問させていただきます。</p> <p>今回、交通空白地における自家用自動車を使った有償運送のご提案ということで、6月の会議でも話があったかと思いますが、交通空白地の定義について、道路運送法上定められた交通空白の定義と、富津市における交通空白地として設定するものの定義は同じなのかどうか、場合によっては、鉄道駅やバス停との距離であるとか、タクシーは配車から30分以内に来られるなら交通空白ではないとか、法的な整理があると思いますが、千葉運輸支局にも相談されたということが事務局から説明されてましたので、国土交通省が許可をするに当たっての定義と、今回ご提案された交通空白に関する定義、同じであれば同じと言つていただければよいのですが、若干違うのであれば、あらかじめご説明いただけするとありがたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>ただ今、成田委員からお話のありました交通空白地の定義につきましては、法的には定義されていないものと私共は認識しております、本市では、交通空白地については特段の定義付けはしておりません。</p> <p>その理由といたしまして、定義を明確化することにより、定義に当てはまる地域ごとの課題検討がスムーズになるメリットはございますが、現状として取り組んでいる交通空白地有償運送を行っている地区も含め、市内の交通空白地を一律に定義することが難しいため、各地域の地域特性等も含めた調査に基づき、交通空白地について検討し、委員の皆様にご承認いただきながら、事業を展開して参りたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
成田委員	<p>今の回答について発言させていただきます。</p> <p>私の質問では、千葉運輸支局に相談に行かれたというのが説明でありましたので、交通空白については、定義はないということでお考えですから、相談の中にはなかったという風に理解いたしました。</p> <p>その上で、今回、あらかじめ本件の導入に関して、既存事業への影響については、事業者の方にもいろいろ聞きに行って、了解を得ているということですので、本件については特段問題ないのですが、富津市内でも、交通空白という解釈が、例えば定義が曖昧であった場合に、ほかの地区で公的な市の支援を受けた有償運送が、運賃だけで成り立っている事業に影響が出ないとも限らない部分もあります。本件についてはこここの地区ということで今回の提案なのですが、空白地域の定義が曖昧で進めますと、人によって空白の解釈が異なることとなり、お住まいの方から、「うちはちょっと不便だから、交通空白地有償運送でやってくれ」という話になってしまいませんので、交通空白の定義については、ここで設定しろとは申しませんが、市民の要望だけでなく、事業者との調整も十二分に進めて、こうした有償運送については進めていただければと思います。</p>

発言者	発言内容
	<p>念のため、交通空白の定義については、市では定義付けしていないということですが、運輸局の方で定義があるのであれば、確認した上で調整し、事業を進めていただければと思います。</p> <p>一点目は以上です。</p> <p>二点目については、資料1－1の3ページ、「(5) 運送しようとする旅客の範囲」というのがございまして、金谷地区住民で会員登録をした方ということで定義がありまして、利用希望者は世帯ごとに事前登録という表現です。ここで書いてあるのは、富津市のいわゆる住民登録を受けた世帯だけなのか、それ以外の旅行等で長くいた方も世帯でいるから登録をさせてくれということなのか、その辺について、住民登録をした人だけなのかどうかが書いていない部分がございます。これについては、住民登録ごとだと思われるのですが、ほかに住民登録があってもできないような事由があるのであれば、補足してご説明いただけだとありがたいです。</p>
事務局	<p>ここで言うところの金谷地区の住民の方というのは、富津市の住民基本台帳に登録されている方とイコールではなくて、例えば、住民登録がなくても普段から住んでいらっしゃる方のほか、ご実家が金谷地区にあって、時々帰ってこられて、そこに住むこともあるご親族の方等も含めて捉えており、機械的に住民登録という意味ではなく、もう少し広い意味で捉えております。</p> <p>以上でございます。</p>
成田委員	<p>今の質問には、住民登録以外というのもありますが、それ以外でできないケースはあるのかどうかについても質問したのですが、それについてはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今回旅客の範囲ということで、住民の方なのですが、例えば、お一人で乗降することができない方、介助が必要な方に関しては今回対象としておりません。もちろん、介助する方と一緒に乗られる場合は大丈夫です。ほかにも、例えば年少者、ベビーカーを設置して乗られる方、お子さんお一人で乗降ができない方というのも、今回対象とはしておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
成田委員	<p>では、三つ目のご質問です。</p> <p>今回、12月から実証運行を開始するというご提案で説明いただきましたが、住民の会員登録については、12月からということではなく、あらかじめ事前にやられると思うのですけれども、会員登録の開始時期について、いつから会員登録の受付をなさるのか伺います。</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>資料を見ますと、今回交通空白地有償運送を行う事業者様がされると理解しております。</p> <p>また、ここに書いてある年会費1,000円というのは、運賃とは別に、どういう性格のものとして収受されるのか、これは富津市が収受する登録料なのか、それとも、運賃以外で、交通空白地有償運送を行う事業者が収受するものなのか、これについても補足してご説明いただきたいです。</p>
成田委員	<p>まず、いつから会員登録をするかにつきましては、この後、11月5日に、地域の実情に詳しい地区区長会、民生委員、ふれあい推進員さんにお集まりいただき、そこで、金谷温清会さんと共に、金谷温清会さんに作っていただいた案内チラシや登録申込書を用いて説明いたします。その後、11月下旬を目安に、各地区の区長さんに登録申込書を提出いただくということで、第1段階目の登録は考えております。</p> <p>次に、会費のあり方につきましては、金谷温清会さんの方で、一旦申込みのあった方の自宅までのアクセス等を確認して、自宅を訪問し、その際、きんこくタクシーの利用に当たっての留意点等を説明いただき、そこで会費をいただく、ということを想定しております。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>11月5日に民生委員や地区の方に説明をして、11月下旬から会員登録を始めるというふうに伺いましたが、年会費、各世帯から収受する1世帯ごと1,000円というのは、運賃とは違うわけですので、富津市の歳入に入るのか、あるいは、この1,000円を運賃と称して運賃の中に繰り入れて計上するのか、先ほど回答がなかったと思うので、説明をお願いします。</p>
成田委員	<p>資料1－1の7ページをご覧ください。</p> <p>こちらに、運行経費の試算を掲載しています。</p> <p>今、成田委員の仰いました会費収入につきましては、収入項目の一番上にあります1,000円×50世帯、50,000円ということで、金谷温清会さんの会計で集めまして、収支の赤字分につきましては、3段目には市補助金として、市から支出することと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>会費収入につきましては、峰上交通さんの導入の際に確認しましたが、運賃収入には当たらないと伺っております。</p> <p>以上でございます。</p>
成田委員	<p>分かりました。どうもありがとうございます。</p> <p>それから、資料1－1の7ページ、運行経費の中で、6ページにも関連するのですが、運行管理と整備管理については、それぞれ運行管理の責任者1名、整備管理の責任者1名ということで予定されており、運行管理者は7ページで1,500円×7時間×100日という試算がある一方、整備管理者に関する人件費をどのように算出したかという部分が明らかでないので伺いたいというのが一点、また、運行管理者の勤務時間が7時間と想定されていますが、実際の運用では、例えば、出発する前の点呼や、運行が終わって帰ってきた後の運転者とのやり取りのほか、教育に関するなどをどうするか等もあり、運行時間に限定して7時間ということで想定されているのであればかなり狭いような感じもするのですが、ここについては、考え方だけ伺えれば結構ですので、教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>まず、成田委員ご指摘の整備管理の責任者についてですが、金谷温清会さんでは、これから交通空白地有償運送を始められますが、約20年前から福祉有償運送を既にされており、そこで整備管理をされている方が兼任ということを想定しており、交通空白地有償運送プロパーの整備管理の方ではないということで、今回経費は計上しておりません。</p> <p>次にご指摘の人件費につきましては、7時間でございますが、想定としては、先ほど仰っていた点呼等の、実際に運行する前の段階の手続のほか、終わった後の手續も想定をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
成田委員	<p>7時間を想定しているということなのですが、実際に福祉有償運送にどのくらいの時間を使っているかというのは説明になかったので、あくまでもここでは交通空白地有償運送の議論をしているわけですが、福祉有償運送と兼務した形でやるのであれば、いわゆる過労みたいな形になって、誰も管理をする人がいないとなるといけませんので、そうした時間も考慮していただければと思います。ここはあくまで収支上の話ですから、それで今回の協議が駄目だということではないのですが、実際に運行しますと、車両が動くものですから、今までの福祉有償運送に加え、新しいことをやることですので、現場の方の声も聞きながら、無理のないような形で進めていただければありがたいと思います。</p> <p>あと、念のため参考で聞きたいのは、福祉有償運送の車について、管理される台数が何台かあるということで、その台数は聞いていないのです</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>が、今回交通空白地有償運送では、兼務車両も入れると3台で、台数が多くなってきますと、公安委員会との関係で安全運転管理者に関する手続も出てくるんですけれども、それについては該当がないということで確認をされたのかどうか、伺えればと思います。</p> <p>皆様のお手元の資料、議題資料1－4の、下の方にページ数が書いてあります、2ページ目をお開きください。</p> <p>こちらの方に申請する書類の一つとして変更登録の申請ということで、交通空白地有償運送の車両として3台そして福祉有償運送の車両が合計で7台となっております。</p> <p>また、先ほど仰っていた安全運転管理の関係ですけれども、同じ資料の6ページ目、右上に様式第7号と書かれた資料ですが、運行管理の責任者として、今回出席されている脇坂様のお名前が書かれており、その右側の資格の種類のところで安全運転管理者となっております、安全運転管理の方は、しっかりと体制を敷いていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
成田委員	<p>分かりました。非常によく準備ができていると思いました。</p> <p>では、最後に一点、ご説明で分からなかった部分の確認のため、教えてください。</p> <p>議題資料1－1の8ページ、私の解釈ではこういうことかなと思ったことなのですが、ご説明いただいた基準値の中で、需要に応じた適度なサービス水準の指標というのが右側にあって、その基準値というのが、1年目は5%以上、2年目は7%以上、3年目は10%以上、4年目以降は30%以上とあり、その後ろに、国庫補助金の交付率の低下を理由に基準値である30%以上の達成が困難となった場合は、国庫補助金を含めない収支率の推移により達成状況を評価するなど…とあり、私は、3年目以降は10%以上でよいというふうに聞こえたのですが、この収支率の推移について、どのくらいだったら弾力的にやるのかということがちょっと聞き取れなかつたので、その部分を伺いたいのと、それから、左側の中に、判断時期として、令和10年6月に評価とあり、その下に、本格運行に移行できると早期に判断できる場合は、実証運行期間を短縮して始めるとありますが、この早期に判断できる場合というのがどういう条件なのか、ちょっと聞き取れなかつたので、いわゆる収支率が50%以上だったら早期に判断できるのか、どういう場合が早期に判断できるのか、考え方でも結構ですので、ご説明いただければと思います。</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>まず、一点目の収支率につきましては、国の方で地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る上限額というものが設定されておりまして、富津市の場合、令和6年で算出しますと、約7,400,000円となっております。</p> <p>現在、ぶちバスわだちさんと峰タクさんで実施しております、今回、きんこくタクシーさんで三例目になりますと、ほぼ上限額に達するのではないかと考えております。</p> <p>そこで、ガイドライン改定前は国庫補助ありきで50%としておりましたが、先ほど申し上げた上限額を超えるような場合には、その基準値を満たさなくなってしまうことも想定されることから、今回、4年目以降の基準値を30%にしたところでございます。</p> <p>二点目の早期の判断につきましては、3つの運行継続条件、1運行当たり輸送人員、稼働率、収支率、3つのうち2つを満たすようになりますと、本格運行に移行したいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
成田委員	<p>一点目については、フィーダー系統補助の上限額が、昨年度ベースだと約7,400,000円で、今回の交通空白地有償運送が国庫補助を受けるようになると、もう上限いっぱいだということが分かりました。</p> <p>ただ、30%以上の達成が困難になることが予見されているわけですが、補助金を含めない収支率の推移というのをどのくらいの指標として捉えればよいのか全く説明がなかったので、3年目以降は10%以上でよいと私は理解したのですが、その解釈でよいのか、あるいはそうではなくて、30%以上の達成が困難となった場合は国庫補助金を含めない収支率について何%以上という基準があるのかどうか。評価に関わる国庫補助上限額を下回るかどうかというのはまだ予定ですので、もし今の時点で答えられなければ慌てて作らなくてもよいのですが、ここは今後事業を進めていく上で非常に重要な部分ですので、本日用意していなければ、次回以降、その部分についてあらかじめこの地域公共交通会議にご照会いただかないと、誤解が生まれる可能性がありますので、お願いいたします。</p> <p>それから、原則的な判断時期である令和10年6月より前に本格運行に移行できると早期に判断できる条件として、先ほど口頭で仰った3項目のうち2つが該当すれば本格運行を前倒ししてできるというお考えがあるという部分については、実証運行を短縮する重要な要素でもあるので、私は今のご答弁で全く問題ないと思いますが、次回以降の会議でこうした評価基準というものを出されるときは、やはり書面により会議で提案していただき、合意形成を図った方がよいと思います。本日は先ほどの口頭説明で分かりましたが、富津市ではこれからも交通空白に関する認証要素が出てくると思いますので、お願いいたします。</p> <p>私からの質問は以上でございます。</p>

発言者	発言内容
事務局	成田委員からご指摘のありましたガイドラインの変更につきましては、次回以降、修正する場合には、委員の皆様に諮る形も考えたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
中山会長	ほかに、いかがでしょうか。 (根本委員挙手) 根本委員、お願いいたします。
根本委員	今回の交通空白地有償運送の車両は、駅構内に入りますか。
事務局	駅構内に入ることは想定しておりません。 以上でございます。
根本委員	かしこまりました。 駅構内に入って運賃を收受するに当たっては、当社の手続が必要になってくるので、その点ちょっと気になつておりました。 乗込みがないという部分については、手続不要で結構でございます。 ありがとうございます。
中山会長	ほかに、いかがでしょうか。 (藤井委員挙手) 藤井委員、お願いいたします。
藤井委員	先ほど来、成田委員の方から丁寧な質問がありました。 丁寧と言いますのも、最近、公共交通と福祉交通について、どういう形の中で差別化するのか、あるいは一体化するのか、これがすごく難しい領域になってきています。 先日は東金市におきまして、法改正もあってということで、公共交通会議で福祉有償運送事業について諮るというような会議体に合わせ技一本という形に変わってまいりました。 そうすることによって、福祉の移動と公共交通の移動、その両方を審議する形になります。

発言者	発言内容
	<p>また、事業者さんが一緒になってくると、これはどちらの交通なんだいということで、公平性を担保した事業として実施できているかどうかの評価が非常に大事になってくると。実際、富津市さんの場合には、公共ライドシェアや日本版ライドシェアが出てくる以前からやっていただいている、地域の中で、公共交通事業者さんによる対応やタクシーの配車ができる事案については、福祉輸送事業を実施しているところがカバーすると。そういう形で移動交通を支援してきたという経緯があります。そういう実績に基づいて、公共交通の担い手であるといったところがベースとなって、そこで公共交通を維持するのも問題ないねというスタンスが成立していたので、ある意味事業といったものが、こういった幅広の形の中で、金谷地区の中でも展開されることになったと。これがいろいろな場所で出てくる形になってくると、いろいろな事業者体の中できちんと公平な運用がなされているか、安全な運行がなされているか、といったところを、常に事務局は判断していかなければいけないし、かつ、運輸支局さんとの関係では、福祉有償運送事業の話と公共交通の運用の話、両方をきちんと管理していかなければいけないという責務を負ってくるので、かなり丁寧な突っ込みの質問があったというふうに、私は理解しています。</p> <p>そういう中で、特に交通空白地域、こちらについても議論されていましたが、この公共交通計画の中には、バス停から300m圏域外のエリアというところで、交通不便地域という定義はなされているんですね。不便地域ということで、大方これぐらいだよという、橙円であるとか、そういうエリアの地区を想定していると。</p> <p>もう一つ、ちょっと分かりにくくしているのが、タクシー運賃助成事業、こういったものが一つあると。タクシーを使いたい人には、タクシーを使う時に、助成金を出して使っていいよという仕組みをしていると。それを考えると、タクシーが使えるのであれば、何も新たなことをしなくていいよねと、移動交通は担保されているじゃないかと、そういう理解も出てきます。</p> <p>ただし、その行き先に応じてという形で、あるいはタクシー事業の稼働率という側面から配車そのものがしにくいとか、いろいろな側面が出てきて、峰上地区等では、新たなタクシー事業の配車といったところを、事業者さんとの協議の中で、そちらの所については別途対応しますという形になったと。金谷地区も同じルールの中で対応したということになりますが、そのときに、やはりこの公共交通計画の中に、バス300m圏域外の不便地域、かつ、タクシーの補助金を活用した助成事業、それともう一つは、タクシーの稼働しにくいエリア、そういうものを重ね合わせた上での交通空白地域という考え方を、事務局としてはこういう位置付けの中で持っているんだ、考えているんだということを、きちんとやはり持っておかないと、どの地区でも手挙げ方式で全部実施することになってしまうと、それ本当に公共交通支援になるんですかとなる。更に、交通不便地域の考え方のところに福祉有償運送の考え方も入っていますから、一人ひとりの個の、ナショナル・ミニマム的な、個の色まで全部公共交通で担うんですか</p>

発言者	発言内容
	<p>といったところまで議論せざるを得なくなってくると。そうならないためにも、きちんとその辺の定義付けをやるべきだというところについて、成田委員は今回はいいですけど優しく言われていましたけれど、やはりきちんとその辺の領域は、次の計画なり、あるいはガイドラインの中でも、どういう運用をしますということを明記する考え方、これを持たれた方が、富津市のどういうエリアに関しても、あるいは、交通事業者さんとの協議をこういう場合に重ねなさいといったようなことも含めて、丁寧に書き込んだ形のものを作られると良いかなと。次回というところのガイドラインの話も出ましたので、そこにできるだけ盛り込む形でご検討いただけたとありがたいなと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>ただ今藤井委員からご指摘いただき、成田委員からも先ほどご指摘いただきました交通空白地の定義付けについて、今回市でも定義付けしようとチャレンジしてみたところでございますが、なかなか藤井委員の言われたように、公共交通計画ではバス停から300メートル外となるんですけれども、市域が広いもので、なかなか私どもの方で良い知恵が出なかつたというところもございます。</p> <p>今後、次期計画の策定に当たっては、皆様のお知恵を拝借しながら、定義付けていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
中山会長	<p>ほかに、いかがでしょうか。</p> <p>(伊藤昌央委員挙手)</p> <p>伊藤委員、お願いいたします。</p>
伊藤委員	<p>この後の報告事項では、実証運行に際しての補助金の活用について説明があるかと思います。そこで、一点確認ですけれども、最終的に県の補助金を活用されることになるかと思いますが、先ほどご説明いただいた資料1－1の7ページのところに、運行経費について記載があり、この収入の中に市の補助金が5,731,000円ありますけども、県の補助金は、この市の補助金の中に含まれているという解釈でよろしいのか、その辺をちょっと確認させていただけますでしょうか。</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>今年度、金谷温清会さんの方から申請して、補助されるかと思うのですが、運行経費の試算の中では、国庫補助や県補助といった区分けはせず、一括して市補助金として計上させていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
伊藤委員	<p>そうしますと、7ページの試算というのは、来年度以降の試算ということでおろしいですか。</p>
事務局	<p>1年間の、今回の導入経費も含めた、イニシャルコストも含めた経費を試算したものと考えていただければと思います。</p> <p>来年度は、4月3月ベースの年度で言いますと、導入に当たって例えばアルコールチェッカー等の備品購入や、スタッドレスタイヤ等の購入はなくなると思いますので、来年度には、そういうものは、予算ベースでいうとなくなると考えております。</p> <p>導入に当たっての1年間の経費と考えていただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
中山会長	<p>ほかに、いかがでしょうか。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>ほかにないようでございますので、採決を採りたいと思います。</p> <p>議題(1)「金谷地区交通空白地有償運送事業の実証運行計画（案）及び実証運行開始に係る自家用有償旅客運送の変更登録の申請について」、原案のとおりとすることに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。</p> <p>よって、議題(1)は可決されましたので、事務局は、変更登録の申請主体である、社会福祉法人金谷温清会さんと協力して、手続を進めてください。</p> <p>以上で、「議題」について終了といたします。</p>

発言者	発言内容
中山会長	<p>3 報告事項</p> <p>(1) 金谷地区交通空白地有償運送の実証運行に係る補助金の活用について</p> <p>次に、次第の3、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1)「金谷地区交通空白地有償運送の実証運行に係る補助金の活用について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項の説明に入らせていただきますので、右上に報告事項と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>金谷地区交通空白地有償運送における国の補助金の活用につきましては、令和7年6月に開催した前回の富津市地域公共交通会議において、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に追加された「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の「『交通空白』解消緊急対策事業」の採択を受け、活用予定であることを、委員の皆様に報告したところでございます。</p> <p>しかしながら、前回の会議開催後、国補助事業の事務局から案内のあった本事業の「交付申請の手引き」において、「地方自治体においては、本補助金を会計に繰り入れ、それを原資として地方自治体の補助金として事業者に交付することは認められず、補助対象外となる。」と記載があり、当初想定していた運営・運行主体に対する補助手法が、当該国補助事業においては認められないことが判明したため、国補助事業の申請を取り下すこととなりました。</p> <p>一方で、その後、市及び運営・運行主体となる社会福祉法人金谷温清会とで協議し、補助率は補助対象経費の2分の1となってしまうものの、今年度の実証運行に係る経費に対する補助が見込める千葉県の「地域公共交通『リ・デザイン』推進事業補助金」を活用することとしたため、報告いたします。</p> <p>資料の裏面をご覧ください。</p> <p>活用を予定している県補助事業の概要について、説明いたします。</p> <p>1の補助対象者につきましては、(1)市町村、(2)地域公共交通活性化協議会、(3)公共交通事業者のほか、(4)その他、地域公共交通の利便性や効率性、持続可能性を向上するための事業を行う能力があると知事が認めた者、となっており、県補助事業においては、富津市地域公共交通会議ではなく、運営・運行主体となる社会福祉法人金谷温清会が(4)に該当し、申請者となります。</p> <p>次に、2の補助率、補助上限額につきましては、先ほど申し上げたとおり、補助対象経費の2分の1以内で、補助上限額は1千万円となっております。</p> <p>次に、3の「該当する補助対象事業」につきまして、今回活用するのは、交通再編事業であり、「自家用有償旅客運送の実証事業」である「金谷地</p>

発言者	発言内容
	<p>区交通空白地有償運送事業の実証運行」に係る経費は、(1)及び(2)にあるとおり、補助の対象となります。</p> <p>なお、補助対象期間は、(3)にあるとおり、交付決定の日から令和8年3月31日までとなっております。</p> <p>最後に、今後の流れにつきましては、運営・運行主体となる社会福祉法人金谷温清会は、県補助事業の交付決定を踏まえ、実証運行の開始に向けて体制を整備することとなります。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
中山会長	<p>事務局の説明は終わりました。ただ今の説明について、ご質疑・ご意見がございましたら、お願ひいたします。</p> <p>(成田委員挙手)</p> <p>成田委員、お願ひいたします。</p>
成田委員	<p>報告事項ということで、少し伺うと、大変大きな話なんですね、補助金が受けられないという話は。</p> <p>ご案内の、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、これは、こうしたリ・デザインもありますが、ほかにも、地域間幹線系統の補助、それから地域公共交通幹線系統とのフィーダーとなる補助、様々は系統・形態があると。私、県内でもかなりの数のこういう会議に出ておりまして、千葉県のバス対策地域協議会の分科会にも出ているんですけども、国の方の要請が多々市町村から言われている中で、ご案内のとおり、しかしながらの段落にするとおり、「本補助金を会計に繰り入れ、それを原資として地方自治体の補助金として事業者に交付することは認められません」と。このような回答があって、地域間幹線系統の補助金は直接事業者に交付されますが、富津市はいわゆる地域公共交通会議、ほかの自治体だと地域公共交通活性化協議会、いろいろと名前があるんですけども、その協議会については、フィーダー補助なんかは自治体の歳入しないで、協議会で会計機関を作つて、そこで受け入れて、そこからいわゆる有償運送や貸切バスの会社に補助を出すという方式、国の方ではそういう要請を自治体にしているようなんです。</p> <p>そこで、ちょっと伺いたかったのは、富津市さんにおかれまして、この富津市地域公共交通会議は、いわゆる自治体の歳入にしないで、この会議で会計機関を置いて、歳入を入れて、そこから事業者に補助するという体制が既に整備されているのかどうか、していないのであれば、これから市域の中で公共交通計画をまた改定する場合でも、多彩な事業を市民の負託に応じてやるようになり、そうした準備も必要になってくると思いますが、現在の富津市地域公共交通会議の補助金の受入れに関する今の体制に</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>について、少し補足してお話を伺えればありがたいと思います。 よろしくお願ひします。</p> <p>成田委員ご指摘のとおり、国の方からも、地域公共交通会議を補助対象事業者とするというふうに指導がありましたので、令和6年度の補助から、一旦公共交通会議会計に振り込み、それから事業者に振り込む体制をとっており、国から求められている補助のプロセスは、既に実施しております。一旦国から公共交通会議会計に振り込んで、ふちバスわだちさんや峰タクさんに公共交通会議から振り込むという形を現在とっています。 以上でございます。</p>
成田委員	<p>今の説明で分かりました。他のところでいうと、例えば私もこの会議に出ていて、会計監査とかですね、市の歳入に入れずに、この公共交通会議の歳入で入れてという手續があったかどうかなんですかけれども、いわゆる会計機関として、この公共交通会議の中に、会長以外に会計機関を置いてそこで収入して、会議の収支を富津市の一般会計と全く切り離して行われているかどうかという質問だったんですけども、そこは富津市の中で歳入に上がってるようなお話だったので、そこをもう一度確認させていただければと思います。</p>
事務局	<p>例年6月に、富津市地域公共交通会議財務規程に基づき、決算報告をさせていただいております。</p> <p>その中で記載しているとおり、市の歳入ではなく、公共交通会議会計で一旦受けて、そこから補助対象事業者であるふちバスわだちさんや峰タクさんに補助金を交付しております。</p> <p>以上でございます。</p>
成田委員	<p>最後の質問です。</p> <p>それでは、この報告事項の資料の、「しかしながら」から始まるパラグラフに書いてある、「本補助金を会計に繰り入れ、それを原資として地方自治体の補助金として事業者に交付することは認められません」というのは、今のご説明だと、この公共交通会議で歳入を入れてそこから補助金を出すこと、それも含まれるというお話だったのかどうか、それだけ最後にお聞かせいただければと思います。</p>
事務局	<p>国等に確認したところ、それも含まれるということでした。</p> <p>以上でございます。</p>

発言者	発言内容
成田委員	分かりました。
中山会長	<p>ほかに、いかがでしょうか。</p> <p>(福浪委員挙手)</p> <p>福浪委員お願いいいたします。</p>
福浪委員	<p>今の国補助金のお話、今回は残念ながら取り下げということになってしまったのですが、何が問題になったかということだけ簡単に説明しますと、今何回も出てきている、「しかしながら」の後の括弧書きですね、この中にある、「地方自治体の補助金として事業者に交付する」というのが、国の補助金を受けた者が更に自治体の補助金として出すということが問題があるという話でございまして、言葉遊びみたいな話になってしまふかもなんですけれども、例えば、補助金ではなく、運行委託費として事業者さんに交付するというようなことであれば、全く問題はなかったのですが、補助金として国の補助を受け入れた自治体がまた補助金を出すということがよろしくなかったということで、このことが、今回採択の後にいろいろ確認していく中で判明したということで、問題になったということでございます。</p> <p>簡単に言うと、補助金という言葉を使わず支出していただけるのであれば何の問題もなかったと、運輸局本局の方からは聞いております。</p> <p>以上、補足でございます。</p>
中山会長	<p>ほかに、いかがでしょうか。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>特にないようでございますので、「報告事項」について終了といたします。</p>
中山会長	<p>4 その他</p> <p>最後に「その他」として、委員の皆様から、何かございますでしょうか。</p> <p>(根本委員挙手)</p> <p>根本委員、お願いいいたします。</p>

発言者	発言内容
根本委員	<p>富津市の方にお客様が多く来ていただくために、当社の取組として、駅を出発点として地域の自然や文化を楽しんでいただく「駅からハイキング」という取組を、11月、12月、1月と3か月間実施いたします。</p> <p>11月につきましては、浜金谷駅で3日間、11月1日から3日まで、そして、佐貫町駅につきましては、12月19日から21日、また、竹岡駅につきましては、1月23日から25日、この3日間で、駅からハイキングを実施して、多くのお客様に富津市の魅力を感じていただくという取組を実施いたします。</p> <p>以上、共有させていただきます。</p>
中山会長	<p>ありがとうございました。 ほかにございませんか。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	特にございません。
中山会長	<p>特にないようですので、「その他」について終了いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>本日の会議内容は、会議録の確定をもって、取りまとめとさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>本日は、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、進行を事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>本日は長時間にわたり、ありがとうございました。</p> <p>次回の公共交通会議は、令和8年1月23日（金曜日）午後2時からの開催を予定しております。</p> <p>なお、それまでの間に、公共交通会議を開催する必要が生じた場合には、改めてご案内申し上げますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第2回富津市地域公共交通会議を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>

以上